

事業評価シート【新規事業-1】

事業名	新共同調理場建設事業			基本計画	章	第1章教育文化
事業コード					節	第3節学校教育
課係名	教育総務課	内線			項	第6項学校給食の充実
担当者氏名		職名			細項目	調理場方式の検討

**事業概要**  
老朽化した共同調理場及び単独調理場を廃止して、共同調理場を移転新築し、単独調理場についても統合を図る。事業手法は未定であるが、公設民営方式、PFI方式及び民設民営方式等が考えられる。なお、年内に茂原市学校給食施設検討委員会から、センター方式による学校給食衛生管理基準に適合した施設が必要であるとの、答申が提出される予定である。

**現在の課題や市民要望など**  
共同調理場は築34年経過し施設が著しく老朽化し、調理施設の耐用年数も優に超えている。また、学校給食法の改正により示された学校給食衛生管理基準にも適合していない。また、平成27年7月に炊飯ラインが経年劣化に起因する、修理不能状態となったため、稼働を停止した。他にも蒸気ボイラー及び油脂分離装置など大規模装置が耐用年数をはるかに超えて使用しており、早急に抜本的改善が求められる。

**事業目的**

- ① 老朽化した給食調理場を新しくすることにより、学校給食衛生管理基準に適合した施設・運営を目的とする。
- ② 学校給食衛生管理基準に適合した調理施設から、児童生徒に安全・安心でおいしい学校給食を提供する。
- ③
- ④

<b>個別取組</b>	① ③	② ④
-------------	--------	--------

**事業による改善・変更点**

① 老朽化した給食調理場の改善	② 学校給食衛生管理基準に適合
③ 安心・安全でおいしい学校給食の提供	④

**事業対象**  個人・世帯  団体(民間)  団体(公共)  内部管理  その他 ( )

**内容** ① 市内小中学校の児童生徒及び教員 ②  
③ ④

**業務形態**  全部委託  一部委託  直営  負担金・交付金  その他 ( )

**内容** ① 調査中 ②  
③ ④

**支出根拠**  有  無 法令要綱等名称 ① 学校給食法 ② 学校給食衛生管理基準  
③ ④

**事業継続**  単年度  複数年度:無期 後年度負担  有  無  
 複数年度:有期[ 始期 H28 ~ 終期 H31 ] 内容

事業費の積算	年度	事業内容	事業費		事務スケジュール
			国・県	市・債	
28年度	・建設地用地取得 ・基本計画調査 ・実施設計	事業費	122,350		年月 内容
		国・県			28.6 基本計画調査契約
		市・債	47,500		28.9 用地取得議決
29年度	・実施設計 ・建設工事(他市の同規模施設を参照)	その他			28.9 設計費補正
		一般財源	74,850		28.11 設計契約
		事業費	2,508,000		29.7 設計完成
		国・県	242,000		29.9 建設工事費補正
		市・債	1,772,000		30.3 議会契約
30年度	・建設工事	その他			31.3 工事完了
		一般財源	494,000		31.9 給食提供開始
		事業費			
		国・県			
		市・債			
		その他			
		一般財源	0		

**経費節減効果**  有  無 節減効果の内容 調理委託費が節減できる。

金額 千円

主要指標	指標の種類		計算方法	目標(推計)値		
	名称			29年度	30年度	31年度
	■ 活動指標	①	給食提供数		6590	6400
②						
■ 成果指標	①	環境衛生基準対応率		50	50	100
	②					

## 事業評価シート【新規事業-2】

項目別評価	1. 実施主体・目的の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。</li> <li>・総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	学校給食の目的は、食育の推進を図るとともに、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供することで、子ども達の心身の健全な育成を図ることにあり、学校給食法に基づき、地方自治体の責務において、実施に努めなくてはならない。
	2. 事業の有効性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図した成果は確実に得られるか。</li> <li>・類似の目的を持つ事業はないか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	学校給食法の改正にともない、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準に、適合する施設を建設することにより、将来にわたり児童生徒に、安全・安心でおいしい学校給食を提供することが確実である。
	3. 事業の効率性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。</li> <li>・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	施設の統合と調理器具を更新することにより、調理委託費の節減が図れる。
	4. 緊急性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今実施しなければならない理由。</li> <li>・実施しない場合の問題点。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. すぐに実施する必要有 B. 2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない	0-157を起因とする食中毒の大量発生を防ぐためにも、一刻も早く学校給食衛生管理基準に適合した施設を建設する必要がある。
5. 市民要望・公平性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういう市民要望があるのか。</li> <li>・受益者負担は適正か。</li> <li>・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。</li> </ul>	
評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
B	A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない	学校給食は児童生徒に提供するサービスであり、保護者等から直接の要望は現時点ではないが、長生健康福祉センターからは施設に対し強い改善要求がある。	
6. 同規模他市・周辺市町村の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの自治体で実施、同規模以上の自治体は実施、ほとんど実施していないが先進的な取り組みであるなど、具体的に記述</li> </ul>	
<p>千葉県内の37市において、共同調理場方式を採用している自治体は30市存在する。そのうち学校給食衛生管理基準に適合もしくは数年の内に建設を計画している自治体は23市あり、実施率は77%となる。</p>			

・実

総合評価	■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性	
	評価	
	C	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない
	◎評価理由：基本計画及び3か年実施計画に、新共同調理場の建設の検討を位置付けてあるが、建設事業自体の位置づけはなく、また現時点では充当一般財源が見込めないことから、次期3か年計画に位置付けて実施することが妥当である。	
	■政策調整会議による評価	
	評価	
A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	
◎評価理由：事業規模が大きいこと、老朽化は事前に予測可能であったことから、本来であれば次期3か年実施計画に登載のうえ計画的に実施すべきであるが、老朽化による障害が多発している現状を考慮し、平成28年度予算要求を認めるものとする。		
■庁議による方針		
評価		
B	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	
◎評価理由：事業費が多額であり、事業内容の精査を要するため、一部実施とする。 平成28年度予算では建設用地取得費及び基本計画調査費を要求し、実施設計、建設工事費等については次期3か年実施計画へ位置付けて実施すること。		